

処理事例49 市の事業に不備の無かったもの

苦情申立て対象機関	産業振興部農水産課
苦情申立ての内容	<p>自己所有の土地①と土地②の間にある水路（以下、「本件水路」）が、市の水路とされているために、土地①及び②を合筆できない。</p> <p>本件水路は、昭和30年代に、自分で土地①に素掘りしたものだが、昭和40年代の国土調査で市の水路にされ、異議を述べなかつたのでそのままになっている。その後、区画整理の際に、本件水路に隣接する土地（土地②）を換地で取得し、土地①と土地②を本件水路が分断する状態となった。かねて本件水路を廃止して土地①②を合筆したい旨を市に伝えていたが、市はこれを認めず、私の同意も立会いもなくU字溝の工事をした。市に抗議すると、本件水路を廃止するには利害関係人の同意を得た上で払い下げを受け、自費で撤去すればよいとの説明を受けた。しかし、利害関係人の協力が得られない。そもそも、市が本件水路を勝手に市の水路とした点に元凶があるので、市が責任をもって利害関係人の同意等の要件を整え、市の費用で本件水路を撤去すべきだ。</p> <p>納得できない点について、書面等で再三問い合わせ、所管の部長に架電もしたが、未だ明確な回答が得られない。</p> <p>水路を廃止して合筆したいし、現在の身動きの取れない状況を作った原因は市にあるということ認めて謝罪してほしい。</p>
調査結果等	<p>1 調査事項について</p> <p>オンブズマンは、申立人との面談及び提出資料を踏まえて、明石市法令遵守の推進等に関する条例（以下、「条例」）によりオンブズマンの調査の対象とすることが認められている次の事項について調査することとした。</p> <p>①申立人からの問合せに対し、市は適切に情報提供をしたか。</p> <p>②申立人の希望に沿えずとも、申立人が現在取りうる手段について、申立人に分かりやすく説明をしたか。</p> <p>2 担当課からの聞き取り内容</p> <p>(1)本件水路が市の管理する水路になった経緯</p> <p>本件水路は、もともと申立人がその所有地に素掘りしていたが、国土調査に際し市が管理すべき水路として扱うこととなった。しかし、申立人は、法定の期間内に異議を述べなかつたため、市が管理する水路として扱うものとする地図が確定した。</p> <p>(2)U字溝設置の経緯</p> <p>U字溝を設置したのは、区画整理組合（以下、「組合」）であって市ではない。また、U字溝は国土調査図記載の水路用地の幅内で設置され、隣地の境界を越えていない。加えて、U字溝設置による水路機能の変更はなく、水利権者の便益を損なわないので、隣地所有者と水利組合の同意は不要である。但し、実際には、組合と水利組合の役員が立会ったが、異議はなかつた。</p> <p>(3)今後、申立人が取りうる3つの手段について</p> <p>水路を廃止するには、i)水路の払い下げ、ii)水路の付け替え、という方法（水利組合及び利害関係人の同意が必要）がある。水路を廃止せず土地を一体利用するには、iii)水路の占用許可を受ける方法（利害関係人の同意は不要だが、土地の合筆はできない）がある。いずれも費用は変更を希望する申立人の負担となる。</p> <p>(4)申立人への説明</p> <p>毎回、申立人の希望は、市の費用で本件水路を撤去する点に帰着するが、市にはそのような権限がなく、申立人の希望に沿う回答はできない。担当課は、何度も、市が対応可能な範囲を示し、それ以上の対応（市の責任において利害関係人を説得し、市の費用で水路を撤去する）はできない旨を説明している。長期間にわたり説明しても申立人に納得していただかず、同趣旨の質問と回答の繰り返しとなっていたので、書面による回答をもって、一応の対応の区切りとしたものである。</p> <p>3 オンブズマンの見解</p>

	<p>(1)調査事項①について</p> <p>ア 本件水路が市の管理する水路とされた経緯についての説明 本件水路が市の管理する水路として地図に載ることとなった経緯に関する市の説明は、申立人自身も認めている経緯と一致する。本件では、法定の閲覧期間内に申立人から国土調査法17条2項の申し出がなかったために、地図が完成した。市には、適法な手続きを経て完成した地図を勝手に変更する権限がなく、土地の所有権を確定させる権限もない。そのため、「現状では申立人の希望に応じられないが、申立人が裁判等何らかの手段で地図を変更し、申立人の所有地であることを確定すれば、希望に沿うことができる」という市の説明は、市が出来ることと出来ないことの線引きを示したものであって適切な説明と言える。</p> <p>イ U字溝設置の経緯 設置者が組合であることや、隣地所有者等の同意が不要である旨の市の説明についても、客観的に事実を説明したもので適切である。なお、土地区画整理組合は市とは別個の組織であり、市は、同組合の決定や内部の取り決めに関与することはできない。</p> <p>(2)調査事項②について 市に本件の地図を変更したり権利関係を確定したりする権限がない現状で、市が提示した上記i)～iii)の方法が不合理だとは言えない。また、これらの説明は、何度も繰り返し、申立人が理解可能な形で行われている。</p> <p>(3)結論 以上のとおり、市は申立人からの問合せに対し、適切かつ十分な説明をしている。書面による回答をもって市側は一応の区切りとし、その後の部長への架電に対する応答も「先に説明したとおり」という内容であるが、従前からの経緯を踏まえれば、申立人への対応全体として特に不適切だったということはない。本件では、市に権限が無いため、申立人の希望に応えることはできないが、市は、なぜ申立人の希望に応じることができないか、繰り返し説明するとともに、代替案も提示している。可能な範囲で申立人に誠意ある対応を取っていると見える。</p> <p>したがって、本件において市の対応に非違・不当な点は無かったものと判断する。市と市民とが円滑なコミュニケーションを図るために、今後とも本件同様に丁寧かつ適切な対応を心掛けていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成28年(2016年)1月13日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成28年(2016年)2月3日	21日間
調査結果通知年月日	平成28年(2016年)3月9日	56日間